

世田谷区子育て支援マンション認証制度要綱

令和7年3月13日

6世居支第424号

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世帯に適した住まいの広さ、安全性等を備え、子育て支援サービスとの連携等にも配慮した優良な住宅に対して、世田谷区子育て支援マンションとしての認証（以下「認証」という。）をすることにより、子育てをしやすい住環境を備えた住宅の整備を促進し、もって安心して子育てをすることができる地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例によるほか、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 集合住宅 共同住宅、寄宿舎及び長屋の用途に供するものをいう。
- (2) 東京こどもすくすく住宅 東京こどもすくすく住宅認定制度要綱（平成28年2月22日27都市住民第1444号。以下「都要綱」という。）に規定する認定基準に適合した集合住宅であるものをいう。
- (3) 認証申請者 都要綱第2（5）又は（6）に規定する認定を受けた事業者及び認定を受けた集合住宅の所有者若しくは管理組合、都要綱第12の2に規定する認定事業者等又は都要綱第15の2に規定する承継者をいう。
- (4) 世田谷区子育て支援マンション 認証を受けた集合住宅であるものをいう。

(認証の要件)

第3条 認証の要件は、区内に存する集合住宅であって、次に掲げる要件の全てを満たすものであることとする。

- (1) 東京こどもすくすく住宅として、都要綱第11の1の規定による認定を受けていること。
- (2) 法令等に違反しない集合住宅であること。

(認証の効力)

第4条 認証が効力を有する期間は、東京こどもすくすく住宅の認定の日から5年間とし、期間の満了に引き続いて、認証の更新（以下「認証更新」という。）をすることができる。

認証更新は、都要綱の第11の2に準じ、期間満了後、自動的に更新されるものとする。

(申請)

第5条 区長は、認証申請者に次に掲げる書類を添えた世田谷区子育て支援マンション認証申請書(第1号様式)を提出させるものとする。

- (1) 都要綱第11の1により交付された認定書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
(認証書の交付等)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認証することを決定したときは世田谷区子育て支援マンション認証書(第2号様式。以下「認証書」という。)を認証申請者に交付し、認証しないことを決定したときは世田谷区子育て支援マンション認証不適合通知書(第3号様式)を認証申請者に通知するものとする。

2 区長は、認証書を交付した場合は、その概要を公表することができる。

(変更届)

第7条 区長は、認証申請者が次のいずれかに該当する場合は、当該認証申請者に世田谷区子育て支援マンション変更届(第4号様式。以下「変更届」という。)を提出させるものとする。ただし、変更内容が軽微であって、変更後も都要綱に規定する認定基準等に適合することが明らかな場合はこの限りではない。

- (1) 都要綱第14に基づく変更をした場合
- (2) 第10条の規定により、費用の補助を受けて整備等を行った設備について変更をした場合

2 区長は、変更届に次に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 都要綱第14に基づく変更をした場合は、都要綱第14の1により交付された変更認定書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(辞退届)

第8条 区長は、認証申請者が都要綱第13の規定による届出を行った場合及び第6条の認証を辞退する場合は、当該認証申請者に世田谷区子育て支援マンション認証辞退届(第5号様式)を提出させるものとする。

(認証の取消し)

第9条 区長は、次のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すものとする。

- (1) この要綱に規定する条件に違反した場合
- (2) 偽りその他の不正な手段により認証を受けた場合
- (3) 東京こどもすくすく住宅として、都要綱第17の2の通知を受けた場合
- (4) 東京こどもすくすく住宅の認定を受けた集合住宅が滅失した場合
- (5) 第8条の認証の辞退を申し出した場合

2 区長は、認証を取り消したときは、世田谷区子育て支援マンション認証取消通知書（第6号様式）により認証申請者に通知するものとする。

（整備等に要する費用の補助）

第10条 区長は、認証申請者が整備や改修（以下「整備等」という。）を行う世田谷区子育て支援マンションについて、次のいずれかに係る費用の一部を補助することができる。

- (1) 東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領（平成28年2月22日27都市住民第1445号）別表3-1の7の防災備蓄倉庫の整備等に要する費用
- (2) 東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領別表3-1の7のマンホールトイレの整備等に要する費用
- (3) 東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領別表3-2の4（2）の宅配ボックスの整備等に要する費用
- (4) 東京こどもすくすく住宅認定制度実施要領別表3-2の8のワーキングスペース等を運営する上で有効と認められる設備及び備品に要する費用

（指導監督）

第11条 区長は、認証申請者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、世田谷区子育て支援マンション認証制度の適正な実施のために必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは指導を行うことができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 世田谷区子育て支援マンション認証制度要綱（平成18年4月24日18世住宅第57号）は廃止する。